

## 申請に対する処分

処分名	郵便等投票の申請
根拠法令	公職選挙法第49条
所管課	選挙管理委員会事務局

### 1 審査基準

申請を行うことができる人

郵便等投票証明書の交付を受けている者またはその代理記載人

ア 郵便等投票証明書の交付を受けることができる人

(身体障害者)・両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級又は2級

・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害

の程度が1級又は3級

(戦傷病者)・両下肢等の障害が恩給法別表第1号表の2の特別項症か

ら第2項症まで

・内臓機能障害が恩給法別表第1号表の2の特別項症から

第3項症まで

(介護保険要介護者)・介護保険被保険者証の要介護が5

イ 代理記載人

上記アの人のうち身体障害者で上肢若しくは視覚障害が1級の人、戦傷病者で上肢若しくは視覚の障害が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第2項症までである人(自ら投票の記載ができない人)が、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届出た代理記載人(選挙権を有し、投票等を本人に代わって記載することを同意した者)

申請の手順

ア 選挙の公示または告示前に市選挙管理委員会は、郵便等投票該当者に投票用紙及び投票用封筒請求書を郵送する。

イ これを受けて，本人又は代理記載人は，投票用紙及び投票用封筒請求書に郵便等投票証明書を提示して選挙期日前4日までに市選挙管理委員会に請求する。（郵送・代理人持参いずれも可）

ウ 請求を受けた市選挙管理委員会は審査後，直ちに（請求が公示及び告示日前の場合は市選挙管理委員会の定める日以後，直ちに），投票用紙及び投票用封筒を選挙人に郵送する。

#### 許認可等の要件

ア 上記 申請を行うことができる人と同じ要件

イ 代理記載については，代理人が選挙権を有すること及び代理記載人になることの同意していること。

## 2 標準処理時間

1週間（投票用紙の送付は公示又は告示後）